

# 仙台市学校給食献立システム開発・運用保守業務委託に係る

## 公募型プロポーザル募集要項

### 1. 業務の目的

現行献立システムを導入して11年を経過しており、最新のOSへの対応等さまざまな課題を解消させるため、ネットワークを利用した献立システムに再構築し、学校給食の一元化による業務の効率化、簡略化、正確性を高め、安全で安心な学校給食の提供を行うことを目的とする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

仙台市学校給食献立システム開発・運用保守業務

#### (2) 契約期間

契約を締結した日から令和11年3月31日まで

・システム構築・導入 契約を締結した日から令和6年3月31日まで

・保守・運用 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### (3) 業務内容

別紙1「仙台市学校給食献立システム開発・運用保守業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 提案上限額

29,480,000円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳 システム構築・導入 17,952,000円（令和5年度）

運用・保守 11,528,000円（令和6年度から令和10年度  
60ヶ月）

### 3. 参加資格要件

本業務に係るプロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。または、以下のア、イの各要件を満たしている

こと。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

イ. 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

(2) 仙台市の有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定により指名の停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

(4) 仙台市税、消費税・地方消費税を滞納していない者であること。（仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税を滞納していないこと。）

(5) 一般社団法人日本情報社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得していること。

(6) 平成30年4月1日以降、学校内に学校給食調理施設を持つ小・中学校と教育委員会、若しくは学校給食センターと教育委員会を対象に、通信ネットワークによるWeb方式の学校給食献立システムを導入した実績を有する者であること。

(7) 企業連合にあっては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。

ア. 全ての構成員が、上記(1)から(5)に掲げる要件を満たしていること。ただし、(6)の要件は代表構成員又は構成員のいずれかの者が該当すれば可とする。

イ. 構成員が本案件における他の企業連合の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。

ウ. 構成員が代表構成員に本市との折衝する行為等を委任していること。

エ. 参加表明書の提出時より前に、企業連合を成立させていること。

オ. 業務完了時まで代表構成員の変更がないこと。

カ. 参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

#### 4. スケジュール

受託候補者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

なお、日程が変更になる場合は、担当課より事業者ご連絡する。

内 容	期 間 等
受付開始	令和5年4月14日（金）
質問書受付締切	令和5年4月21日（金）

質問への回答	令和5年4月26日(水)
参加申込書等の提出期限	令和5年4月28日(金)
企画提案書等の提出期限	令和5年5月12日(金)
プレゼンテーション	令和5年6月9日(金)
選定結果通知	令和5年6月13日(火)
契約締結	令和5年6月下旬

※本プロポーザル実施についての説明会は実施しません。

## 5. プロポーザル参加手続き

参加を希望する事業者は、3. 参加資格要件を満たしていることを確認のうえ、次により申し込みをすること。

### (1) 提出書類

①企画提案参加申込書兼誓約書(様式1)

②会社概要資料(パンフレット等)

※企業連合にあたっては、次の点に留意し、書類を提出すること。

- ・①企画提案参加申込書兼誓約書は代表構成員が提出すること(企画提案参加申請書兼誓約書には企業連合の名称及びその代表構成員であることを明記すること)。
- ・②会社概要資料は、代表構成員及び構成員それぞれについて提出すること。
- ・①及び②に加え、「委任状(企業連合用)(様式2)」、「企業連合協定書(様式3)」、「企業連合届出書(様式4)」を提出すること。
- ・3者までの企業連合に対応した様式であるため、4者以上で構成する企業連合の場合は、別紙様式にならって書類を作成し、提出すること。また、企業連合協定書(様式3)は、各構成員が保有する者のほか本市への提出用として1部を作成し提出すること。(原則としてA3二つ折りで作成すること。A4複数枚をとじて作成する場合は、袋とじのうえ表裏の綴じ目に各社代表者の代表者印を契印すること。)

(2) 提出部数: 上記(1)の提出書類 各1部

(3) 提出場所: 仙台市教育局総務企画部健康教育課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5番12号

(仙台市役所上杉分庁舎11階)

(4) 提出方法: 持参又は書留郵便とする。(提出期間内必着)

持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。

(5) 提出期間: 令和5年4月14日(金)から令和5年4月28日(金)17時まで。

## 6. 質問書の提出及び回答方法

本要項、別紙1「仙台市学校給食献立システム開発・運用保守業務委託仕様書」及び別紙2「仙台市学校給食献立システム開発・運用保守業務委託に係る企画提案書等作成要領」の内容等に関する質問は、次により受付し、回答する。

- (1) 質問方法：質問書（様式5）に記入のうえ、電子メールにより質問  
件名は「学校給食献立システムプロポーザルに関する質問」として送信してください。
- (2) 提出先：仙台市教育局総務企画部健康教育課  
メールアドレス：[kyo019130@city.sendai.jp](mailto:kyo019130@city.sendai.jp)
- (3) 受付期間：令和5年4月14日（金）から令和5年4月21日（金）17時まで
- (4) 回答方法：回答は原則として令和5年4月26日（水）17時までにホームページで回答する。（この他、回答時点で質問書の提出又は参加申込のあった全ての事業者に対して回答を電子メールで送信する。）

## 7. 企画提案書等の提出

企画提案書等は別紙2「仙台市学校給食献立システム開発・運用保守業務委託に係る企画提案書等作成要項」に基づき作成し、提出すること。

- (1) 提出書類及び提出部数  
正本：代表者印を押印したもの  
副本：法人等住所・名称・代表者職氏名の無記入及び押印していないもの
  - ①企画提案書（様式6） 正本1部 副本10部
  - ②過去5年間（平成30年度～令和4年度）における地方公共団体への学校給食献立システム導入実績申告書（様式7） 正本1部
  - ③機能要件確認表（様式8） 正本1部 副本10部
  - ④見積書（任意様式）及び経費内訳書（様式9） 正本1部
  - ⑤履歴事項全部証明書 1部
  - ⑥市税の滞納がないことの証明書 1部
  - ⑦消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書（その3）：未納税額の証明書） 1部
  - ⑧財務諸表（書式は任意、直近3年分） 1部
  - ⑨プライバシーマーク制度認証又はISO27001認証の登録証の写し
- (2) 提出場所：仙台市教育局総務企画部健康教育課  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5番12号  
（仙台市役所上杉分庁舎11階）

(3) 提出期限：令和5年4月14日（金）から令和5年5月12日（金）17時まで

(4) 提出方法：持参又は書留郵便とする。（提出期間内必着）

持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで

## 8. 選定方法

### (1) 選定方法

選定の対象は、企画提案参加申込書兼誓約書及び企画提案書の提出者（以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、提出書類により本要項3に掲げる参加資格について審査を行うとともに、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、提案者の提案内容を仙台市教育局が設置した「仙台市学校給食献立システム開発・運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）にて審査して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定する。

### (2) プレゼンテーションの実施

#### ①日時

令和5年6月9日（金）

時間は、提案者に対し、電子メール及び文書により通知する。

#### ②場所

仙台市青葉区上杉1丁目5番12号 仙台市上杉分庁舎2階 第3会議室

#### ③方法

- ・1提案者の持ち時間は、企画提案書の説明20分、質疑応答20分程度とする。
- ・参加人数は、5名以内とする。
- ・応募多数の場合は、企画提案書等の提出のみを用いてプレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び文書により通知する。
- ・原則として、プレゼンテーションに参加しなかった提案者又は指定の時間に、30分以上遅刻した提案者は選定の対象外とする。

### (3) 提案審査

提案の審査は、審査委員会において行う。審査委員会は別紙3「仙台市学校給食献立システム開発・運用保守業務委託提案に係るプロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき企画提案書等の内容を総合的に評価し、応募のあった提案それぞれについて採点する。

### (4) 受託候補者の選定

審査委員会による提案審査の結果、得点の総計が最も高い提案をした者を本業務受託者の第1候補者とし、以下得点の提案をした者の順に第2候補者、第3候補者として選定する。ただし、得点の総計が同じ者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により、受託候補者

を決定する。

なお、得点の総計が100点に満たない者は、選定の対象外とする。

#### (5) 選定結果の通知

選定結果については、令和5年6月13日（火）以降、文書で通知する。契約締結後、本市ホームページにて公表する。

なお、非選定の理由について、通知日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（任意様式）での説明の求めがあった場合は、文書を受理した日の翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に文書により回答する。

## 9. 事業者の正式決定

提案審査の結果、選定した受託候補者に対し、本市が仕様書7（2）に規定するセキュリティの確保に関する規定に基づいた調査を行い、受託候補者が当該既定の基準に該当し、その対策が適切かつ十分に取れていることを確認した後に、受託候補者を委託先として正式決定し契約手続きを行う。セキュリティの確保については、本市の情報セキュリティを参考にすること。

また、個人情報を取り扱う作業に着手する前に、個人情報保護責任者（※）が仙台市の指定する個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を受講している必要があることに注意すること。

（※）一連の作業を行う間、個人情報の保護について責任を負う人。作業場所、作業人員、作業の方法などを随時確認し、個人情報がシステムの・人的に漏洩・滅失などしないように監督する。

○個人情報保護責任者が過去に当該研修を受講していない場合は、下記アドレスのホームページで当該研修の詳細及び日程を確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/kenshu.html>

## 10. 契約の締結

選定した第1候補者と業務内容等への提案内容の反映について協議し、仕様書の案を作成のうえ、見積書を再提示し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

第1候補者との契約締結交渉が不調となった場合は、第2候補者と同様に契約交渉を行うことができることとし、第2候補者との交渉が不調となった場合は、第3候補者と交渉できることとする。

#### (1) 契約保証金

仙台市契約規則第20条第9号により、仙台市財政局長が別に定める額（下記参照）以上とする。

ただし、仙台市契約規則第20条第3号により、平成30年4月1日以降において、2つ

以上の地方自治体（都道府県、東京都特別区、政令指定都市、中核市）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行し完了したことを証する書面を提出し、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは契約保証金の納付を免除する。

計算式：（契約金額）×（1／10）÷（履行期間の月数を12で除して得た数）

※履行期間のうち、1月に満たない日数は切り捨てる。

※履行期間の月数を12で除して得た数に小数点以下の端数がある場合、小数点第2位以下を切り捨てる。

【例】履行期間が68か月と2日の場合、契約保証金の額は「契約金額の56分の1以上」となる。

計算式：（契約金額）×（1／10）÷（5.6）＝（契約金額）×（1／56）

## 11. 留意事項

### （1）応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何に関わらず返却せず、本市の責任において処分する。

### （2）応募の辞退

企画提案参加申込書兼誓約書の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

### （3）費用負担

応募に関する費用は、全て事業者の負担とする。

### （4）追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

### （5）使用する言語・通貨

公募手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限る。

## 12. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

なお、選定された受託候補者が、参加資格を失った場合には、次の順位の候補者と手続きを行う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平を害する行為があった場合
- (4) 本要項2(4)に示す契約金額の上限を超える見積もりを積算した場合
- (5) 本要項3に示す参加資格要件を欠くことになった場合

### 13. その他

本要項に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。

### 14. 担当課

仙台市教育局総務企画部健康教育課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5番12号(仙台市役所上杉分庁舎11階)

電話：022-214-8883 FAX：022-268-2935

メールアドレス：kyo019130@city.sendai.jp